

# 高教組速報

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

第3号  
全教職員配付  
2012年5月9日  
文責 馬場 隆

## 春闘教育長交渉(続報)

### 教育長：「教職員の多忙化の解消を図る上で 超勤縮減は大きな課題だと認識している」

前号(4月27日付け)でお伝えしたように、高教組は4月26日、12春闘要求書に基づく春闘教育長交渉を実施しました。交渉では、渡辺教育長から文書回答が読み上げられた後、超勤縮減などいくつかの課題について、県教委の回答に対する追及や再要求を行いました。その概要は以下のとおりです。

#### 「報告物」の効率化を今後すすめる

交渉の中で渡辺教育長は、超勤縮減についての基本姿勢として、「教職員の多忙化の解消を図る上で、超勤縮減は大きな課題だと認識している」と述べ、超勤縮減のための対策として、「管理職マニュアル」の活用や、「報告物」の効率化をすすめることなどをあげました。「報告物」の効率化については、数カ所が同じようなことを違った形で出している場合などは1カ所で間に合うようにすることや、「不必要なものは思い切って廃止すること」を「今後もやっていかなければいけない」と回答しました。

#### 週休日の振替の活用を徹底する

高教組は、超勤縮減のための柱の一つとして昨年の確定交渉で合意した週休日の振

替の拡大について、「手当を優先してほしい」と言っている校長の事例などをあげ、振替を活用して超勤を縮減するという意識が管理職に徹底していないと追及しました。

これに対して教育長は「そういう事例があるということは、徹底が足りないということ。せっきくの振替の拡大だから、有効に活用してもらいたい。それによって超勤縮減を図るのが導入の大きな目的。それは徹底していきたい」と回答しました。

#### 振替しやすい職場環境づくりのため 実態に即した取組の推進を指導する

高教組は、振替が活用されるように、振替がしやすい環境づくりが必要だと要求していましたが、これについては「会議の精選を行うなど学校の実態に即した取組を推進するよう指導していきたい」という文書回答がありました。また、交渉の中でも、人事管理監が「定期試験の3~4日の期間の中で会議を入れない日を1~2日つくって、そこで振替えて休めるようにするよう校長会で話している」と述べ、その後の折衝では、5月7日開催の教頭会でも同様の指導を行うことが表明されました。

#### 半日振替・半日手当はOK

交渉の中で県教委は、週休日を振替える場合、丸1日の振替しかできないと説明していることについて、「半分ずつに分けて振替えることはできないと考えている」と述べました。そこで高教組は、「丸1日振替えられればベストだが、現場の実態から難しいという声が多い。半日単位での振替

ができなければ、振替の活用がすすまない」と迫ると、県教委は「どうしても1日休めないということであれば、半日振替・半日手当というのはOK」と回答しました。その上で「完全に二つに分けて振り替えるということではできない。労基法の解釈や振替の趣旨等を考えれば、無理ではないか」として、半日単位での2回に分けた振替はできないとしています。

### 賃金関係は従来どおり「人事委員会勧告を尊重」の文書回答

交渉で示された文章回答では、賃金関係については、「人事委員会の勧告及び報告を見て、これを尊重していくという基本姿勢」に立つことが明らかにされました。これは例年と全く同じ回答ですが、このことは、2月末に国家公務員の賃金を平均7.8%引き下げる法律が成立し、地方公務員に対しても波及させようという議論がある中で、従来どおり「人事委員会勧告尊重」の姿勢が確認され、勧告を上回る賃下げは考えていないことが示された点で重要です。

また、再任用の申請の際の健康診断書の提出について、「1月1日以降受診の制限をなくし、定期診断等の写しで代替できるように」という高教組の要求に対して、「検討してまいりたい」との文書回答があり、この問題の改善に向けての姿勢が示されました。

交渉では、次の①~③についても県教委の文書回答に対する追及や再要求をおこないましたが、それについての県教委の回答の状況は次のとおりです。

#### ①若手研の整理・縮小について

服務・規律の講話が何度もおこなわれることについて、「毎回同じような講話を聞かされるのは、それでいいのかというのはあるのかもしれない」と述べましたが、負担が過重であることは認めませんでした。

(この問題については、後日再交渉する予定です)

#### ②実習教員等の2級格付けについて

格付けの年齢を他県の状況等含めて総合的に考慮するとしていることについて、高教組が要求している「全国並」についての認識は明らかにせず、「その辺も含めて、いろんなことを検討して提案する」という回答にとどまりました。

#### ③教職員定数や配置の改善について

新採用の人数について、「定年延長」との関係で、60歳以上の教職員が増えることを予想して調整をする考え方を示す一方で、「募集に対しては検討している。近々発表する」と回答しました。

**高教組は教職員の要求実現のために奮闘しています。  
まだ加入されていない皆さんの加入をお願いします。**

※裏面に週休日の振替についてのQ&Aを掲載しています

## ◇週休日の振替についての疑問にお答えします◇



Q 新しい制度では、どのような場合に週休日の振替ができるのですか？ 役員業務でも振替できるのですか？

A 「特勤条例」で規定する「対外運動競技等」に該当する大会等に生徒を引率する場合と役員として参加する場合です。役員業務の場合でも振替はできます。

このことについては、3月28日付けの県教委通知23教高第644号で、「『対外運動競技等』に該当する大会等に参加する児童生徒を引率する場合、又は同大会等に役員として参加する場合」と明記されています。

また、今年度からの新制度とは別に、昨年6月までの県教委交渉で合意した内容と

して、国体・しおかぜ総文祭・北部九州インターハイの業務での生徒引率や役員業務の場合も週休日の振替の対象になることを確認していることを付け加えておきます。従って、総文祭の生徒実行委員会への生徒引率は振替の対象になっています。また、今年度実施のプレ大会のとりくみも対象になります。

Q 「特勤条例」で規定する「対外運動競技等」というのは、どんな大会ですか？

A 1 体育部的場合、高体連や高野連が主催又は共催する大会です。

具体的には、3月28日付けの県教委通知23教職第185号に一覧表がありますが、県新人戦、県下選手権大会(選抜・春季選手権を含む)の県大会(年2回以内)、高体連・高野連の各地区支部主催の地区大会(年1回)などです。

また、高体連・高野連の主催・共催以外でも、定時制通信制体育大会や県特別支援学校体育大会、九州地区盲学校競技連盟・九州地区ろう学校体育文化連盟等が主催する競技会も対象になっています。

A 2 文化部的場合、高文連や高文連の専門部、専門学科クラブ連盟等が主催又は共催する大会です。

これも上記の通知に部門ごとの一覧表がありますが、県総文祭、高文連部門大会、高文連が主催する地区大会(年1回)、高文連専門部が主催又は共催する県大会・地区大会(年1回)などです。ここでいう「大会等」には、講習会・交流会・研修会・講座・役員会・フェスティバル等、様々な名称の催しが含まれます。県教委は、どの「大会等」が該当するかについては、要項に記述してある主催団体等で確認するとしています。

高文連の専門部としては、いわゆる文化部ではありませんが、「生徒会交流部」もあ

り、その専門部大会となる「生徒会サミット」や県北・県央・県南の「サミット」も対象となることを確認しています。

また、高文連以外でも、農業・工業・家庭などの専門学科クラブ連盟や県商業教育研究会などが主催する大会も含まれますから、農業クラブ研修大会やロボットコンクール、家庭クラブ役員会、ワープロ競技大会、簿記コンクール等も対象になっています。

さらに、県教委や文科省(文化庁)主催の大会も入ります。

Q 振替と特勤手当の関係はどうなりますか？ 「半日振替・半日手当」というのはどういうことですか？

A 1 役員業務の場合は特勤手当は支給されません。

A 2 泊をとまなう引率の場合には、振替をしても生徒引率の特勤手当(日額3400円)が支給されます。

A 3 泊をとまなわない引率の場合については、県教委は2パターンに分けて説明しています。

県教委は、5月7日の教頭会等で、右のような図を示して、次のように説明しています。

パターン1として、1日単位の振替が原則とし、振替が困難な場合は日額3400円の特勤手当(引率手当)で措置する。パターン2として、1日の引率業務のうちの半日(3時間45分)を(振り替える対象の)平日の勤務時間から割り振り変更して4時間勤務の日とし、引率の残り半日(4時間)分については、部活動指導手当(日額2400円)で措置する。

このパターン2が「半日振替・半日手当」ということです。このパターンは、昨年度までの新人戦等についての振替の際に実施していたやり方ですから、ご存知の方も多いと思います。

結局、①丸1日を振替える、②振替えずに日額3400円の手当をもらう、③半日分を振替えて日額2400円の手当をもらう、の3通りの選択があることになります。①～③のどれを選択するかは、引率する本人が、生徒引率の場合の校内文書を提出する際に選ぶことになります。(県教委は、この場合の校内文書は各学校で作成するとして、特に様式は示していません)

振替ができる期間は、引率日の前4週・後8週の間です。県教委は、定期考査期間中に振替しやすいような環境づくりを指導するとしています。できるだけ振替をして休日を確保しましょう。

